

(仮称) 新宿区移動等円滑化促進方針（素案）【概要】

I 移動等円滑化促進方針の策定にあたって

1 策定の背景と目的（本編－P2）

平成 30 年に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）」が改正され、区市町村が移動等円滑化促進方針（以下、促進方針）を定めることができる制度が創設されました。

これを受け、新宿区（以下、区）では、区全体のバリアフリー化に関する促進方針を策定し、全ての人が安全に、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちの実現を図ります。

2 移動等円滑化促進方針とは（本編－P3）

区全体において一層のバリアフリー化を図るため、施設と経路の連続性を確保することや、ソフト施策等、総合的なバリアフリー化の方針を示したものです。

3 移動等円滑化促進方針によるユニバーサルデザインまちづくりの推進（本編－P5）

令和 2 年 3 月に制定した「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例（以下、UD 条例）」では、高齢者、障害者等の誰もが円滑に施設を利用できるよう、出入口、廊下、階段、便所等の項目について整備基準を定め、事前協議や届出等の制度により、個々の施設の整備強化を行っています。

これに加えて促進方針では、そのうち主要な施設と道路をつなぐ経路等について、バリアフリー歩行空間ネットワーク化の実現を目指し、誰もが円滑な移動を確保できるよう面的・一体的なバリアフリー化を図ることで、区全体において、ユニバーサルデザインまちづくりを一層推進していきます。

II 全体方針

1 移動等円滑化促進方針の位置づけ（本編－P26）

促進方針は、バリアフリー法及び国の定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、新宿区総合計画を踏まえ、ユニバーサルデザインまちづくりを推進するとともに、関連計画や条例等との整合を図り、区の総合的なバリアフリー化の方針として示すものです。

2 移動等円滑化促進地区・生活関連施設・生活関連経路の設定(本編－P28)

①**移動等円滑化促進地区**：区全域をバリアフリー法に基づく移動等円滑化促進地区（鉄道駅の周辺や、高齢者、障害者等の利用者が多い施設の周辺でバリアフリー化を促進する必要がある地区）に位置づけます。

②**生活関連施設**：高齢者や障害者等が多く利用する施設など、不特定多数の利用が想定される施設を設定します。

旅客施設、公共施設・郵便局、福祉施設、保健施設・病院、文化・教養・教育施設、商業施設、宿泊施設、都市公園等、駐車場、大規模建築物など 計 384 施設

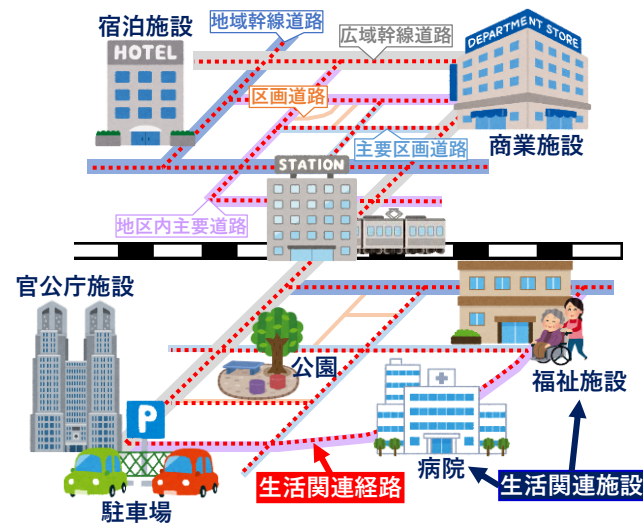
③**生活関連経路**：バリアフリー化すべき経路として、都市マスタープランに定める主要な道路（広域幹線道路・地域幹線道路・地区内主要道路・主要区画道路）や、その他道路（区画道路）に面する生活関連施設へアクセスする経路を設定します。

また、新宿駅周辺の歩行者動線

である地下経路及び国が指定する特定道路も生活関連経路に設定します。

次ページに生活関連施設・生活関連経路の全体図を示します。

＜生活関連施設・生活関連経路の設定イメージ＞



3 バリアフリー化促進に関する事項（本編－P35）

生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化促進に向けた配慮事項として、面的・一体的なバリアフリー化などの整備に関する事項や、望ましい整備内容の例などを整理しました。

バリアフリー化促進にあたっては、施設管理者や道路管理者等に、これらの内容に基づく整備を働きかけるとともに、UD 条例による手続きや各地域のまちづくり事業等と連携していきます。

●主な配慮事項や望ましい整備内容の例



坂道に高齢者等が休憩するためのベンチが設けられている（右上）歩行空間が狭い坂道沿いの敷地に、休憩施設が確保されている



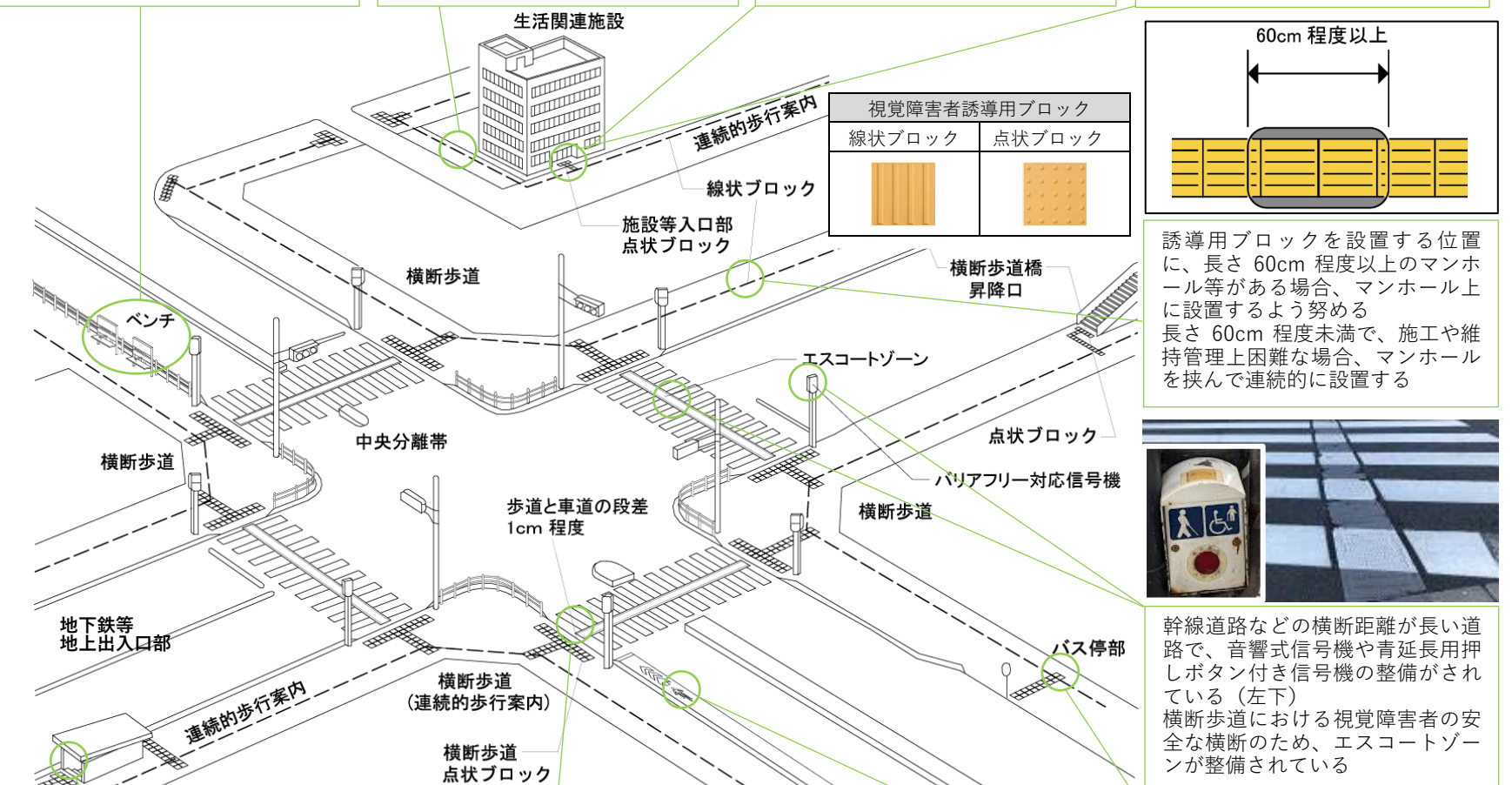
敷地と道路に段差のない一体的な歩行空間が確保され、敷地内に誘導用ブロックが設置されている



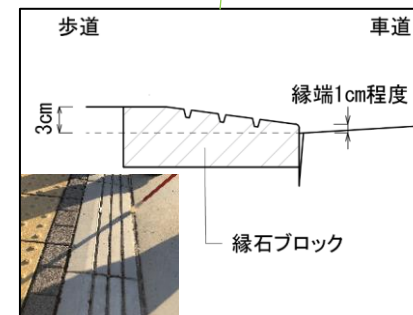
道路と敷地内の施設出入口まで、素材・色などが統一された誘導用ブロックが連続して設置されている



道路整備により、敷地と道路の段差解消がされている



民間敷地の活用により、新たに鉄道駅のバリアフリールートが確保されている



誘導用ブロックを設置した上で、縁端 1 c m 程度の縁石ブロックの整備を推進する

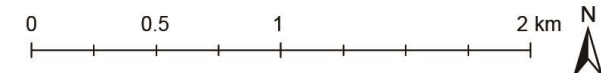


自転車通行空間の整備を進めることで、自転車の車道通行を誘導し、歩行者の安全性を確保する



沿道敷地内に通行空間やバスの待機場所が確保されている

●生活関連施設・生活関連経路
(全体図)



都市マスタープランの地域区分

生活関連施設

- 旅客施設
- 公共施設・郵便局
- 福祉施設
- 保健施設・病院
- 文化・教養・教育施設
- 商業施設
- 宿泊施設
- 都市公園等
- 駐車場
- 大規模建築物
- その他

- 鉄道・駅
- 地下鉄/都電・駅/停留場
- バス停

生活関連経路

- に都市マスタープランに定める主要な道路
- 広域幹線道路
 - 地域幹線道路
 - 地区内主要道路
 - 主要区画道路
 - 区画道路

(都市計画道路の整備状況)

- | 完了 | 事業中 | 優先 | 計画 |
|----|-----|----|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

国が指定した特定道路

※生活関連施設の一覧は、本編「III 地域別方針」に記載しています。

III 地域別方針

区のまちづくりの方針を示す都市マスタープランの地域区分（前ページ参照）と整合を図った地域別のバリアフリー方針を定めます。

●地域の主なバリアフリー化に向けた基本方針と現況

四谷地域

四ツ谷駅周辺における利便性の高いバリアフリー化

<推進する主な取組み例>

- ホームから地上までの円滑なバリアフリールートの確保
- 利便性の高い乗換ルートの整備や、バリアフリールートの案内・人的支援の充実



地上を経由し、移動距離のある四ツ谷駅の乗換ルート

笹笹地域

まちづくりと連携した飯田橋駅周辺における利便性の高いバリアフリー化

<推進する主な取組み例>

- 利便性の高い乗換ルートの整備
- ゆとりある滞留空間と地下通路などの空間拡充



地上を経由し、移動距離のある飯田橋駅の乗換ルート

榎地域

幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化

<推進する主な取組み例>

- 江戸川橋通りの平坦性確保など、歩道のバリアフリー整備
- 自転車通行空間の整備や、自転車通行ルール・マナーの周知啓発



急な横断勾配のある江戸川橋通りの歩道

若松地域

女子医大通り周辺における一体的かつ連続的なバリアフリー化

<推進する主な取組み例>

- 沿道敷地と連携した歩行空間の確保や、敷地と道路の段差解消
- 歩道、交差点におけるバリアフリー整備



幅員の狭い女子医大通りの歩道

大久保地域

誰もが安心して歩ける主要施設周辺のバリアフリー化

<推進する主な取組み例>

- 道路などの安全対策と連携したバリアフリー整備
- 通行を妨げる障害物の撤去、移設



通行を妨げる障害物がなく、歩きやすいつじ通りの歩道

戸塚地域

まちづくりと連携した高田馬場駅周辺における利便性の高いバリアフリー化

<推進する主な取組み例>

- 利便性の高い乗換ルートの整備
- 施設周辺の歩道や交差点におけるバリアフリー整備



地上を経由し、移動距離のある高田馬場駅の乗換ルート

落合第一地域

聖母坂通り周辺における一体的かつ連続的なバリアフリー化

<推進する主な取組み例>

- 沿道敷地と連携した歩行空間の確保
- 坂道における休憩施設や手すりの設置



沿道の敷地により一体的な歩行空間が確保された聖母坂通り

落合第二地域

中井駅周辺における利便性の高いバリアフリー化

<推進する主な取組み例>

- 各事業者間の連携による連続的なバリアフリー整備
- 駅周辺のバリアフリールートの案内・人的支援の充実



誘導用ブロックが連続していない中井駅の出入口

柏木地域

地区の骨格となる主要な道路のバリアフリー化

<推進する主な取組み例>

- 幅員の広い道路の歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発



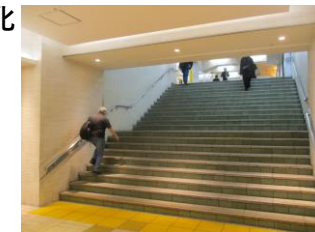
自転車通行の多い小滝橋通りの歩道

新宿駅周辺地域

新宿グランドターミナルの一体的な再編と連携した利便性の高いバリアフリー化

<推進する主な取組み例>

- 再編と併せた駅周辺の施設や道路のバリアフリー整備
- 利便性の高い乗換ルートの整備



段差のある新宿駅の乗換の経路

IV 移動等円滑化促進方針の実現に向けて

1 こころのバリアフリー等のソフト施策（本編－P110）

区民のこころのバリアフリーの促進や情報提供など、主に区や区民が取り組むソフト施策について示します。

①こころのバリアフリーの促進

●こころのバリアフリーの促進に向けた配慮事項

区民に促進方針の内容を広く周知し、配慮事項に基づいた行動を働きかけていきます。

【主な配慮事項】

- ・多様な障害者の困りごとや支援の方法を学び、理解する。
- ・外見では障害があることがわかりにくい人がいることに留意し、適切な手助けや気配りをするよう努める。
- ・日常生活で困ったときのほか、緊急時や災害時等に周囲の手助けをお願いしやすくするヘルプカードや、聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用される耳マーク等の普及を推進する。
- ・施設利用者や施設管理者等は、配慮に欠けた行動や対応により、高齢者、障害者等の移動や利用の支障となることがないように努める。
- ・身体障害者補助犬の受け入れを拒んではならない。



ヘルプカード

ヘルプマーク



耳マーク

②情報提供

●新宿らくらくバリアフリーマップ

新宿らくらくバリアフリーマップは、高齢者、障害者、子ども連れの家族などに、区内の公共施設や商業施設、公園等のバリアフリー情報を提供するオンラインマップです。PCとスマートフォンに対応し、現在地付近のバリアフリー施設や、利用したいバリアフリー情報の検索が簡単にできます。

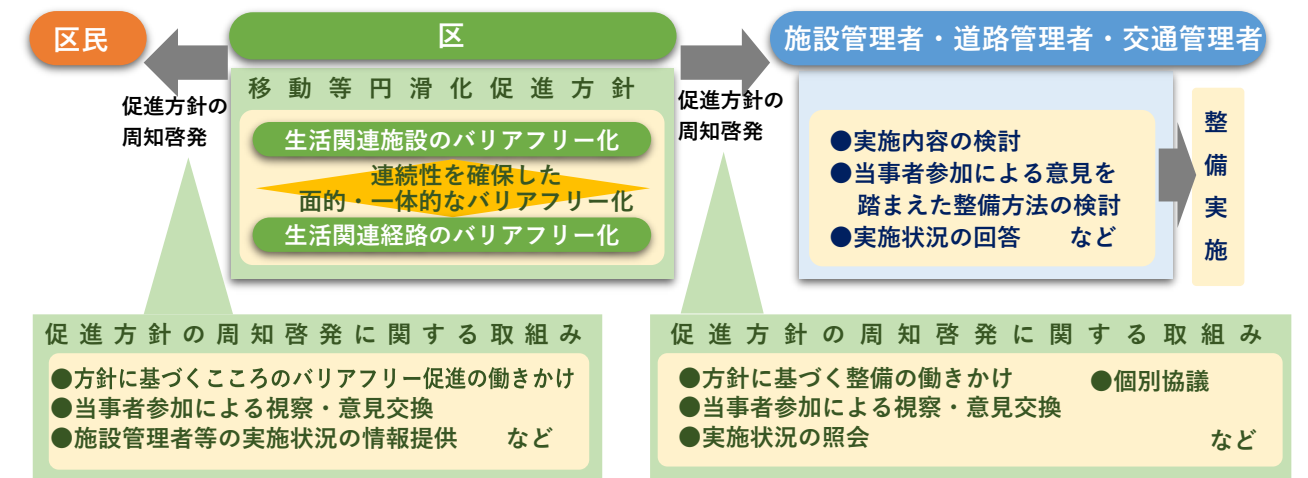
今後も適切に情報の管理、更新を図っていきます。



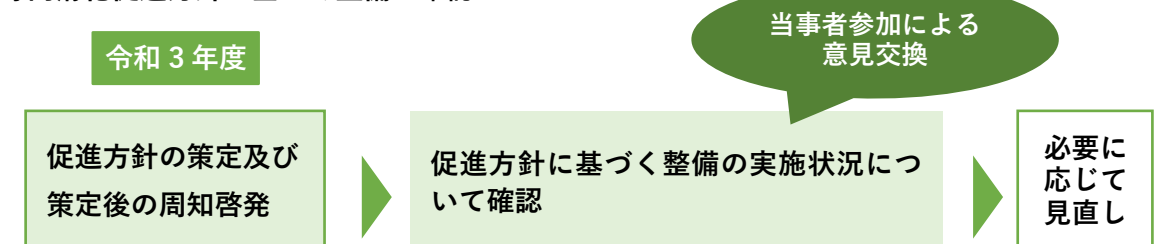
2 移動等円滑化促進方針策定後の進め方（本編－P118）

①移動等円滑化促進方針の周知啓発

促進方針に基づく整備の働きかけなど、区民や施設管理者等へ促進方針の内容について、広く周知啓発していきます。



②移動等円滑化促進方針に基づく整備の確認



※ここでの「乗換ルート」とは、各鉄道間の乗換のバリアフリールートのことです。